

2016年 事務所ニュース

村尾経営労務研究所・高松北部労務協会
特定行政書士・特定社会保険労務士 村尾 義顕
高松市中央町8-10 TEL087-835-1477 FAX835-1496



官庁申請代行・人事労務 ～頑張る企業支援～

- 社保・劳保・産廃・建設許可、入札指名願、経営審査
各種助成金申請など官庁申請手続
- 就業規則等諸規程の整備、人事・労務諸制度、給与計算
- 労働紛争解決手続代理 ■ 行政不服申立、告訴、告発

平成28年2月1日号

マイナンバー制度への対応(7)

平成28年1月から社員の採用、退社時に雇用保険、源泉税についてマイナンバーの利用が始まりました。

マイナンバー提出拒否

法律では個人に罰則はありません。行政でも、今のところ番号がなくても申請の受理は可能です。しかし、会社には手続き上番号を記載する義務があるため、手続きが遅れたり個人にもデメリットが生じる可能性があります。法令遵守の必要性からも、利用目的や個人情報保護に関して社員に通知し、理解をしてもらう必要があります。したがって、特定個人情報に関する方針や、会社の就業規則で採用時などの書類提出、個人情報漏えい禁止の服務規定、不正に情報漏えいした場合の懲戒規定などを記載し、法律では罰則はなくても、会社との関係において義務付けをしておくことが必要です。

情報漏えい対策を

手続きについて税理士や社労士に委託されている場合は、マイナンバーを会社で保有しないことをお勧めしています。手続きを自社でされている場合は、鍵つきロッカー等で管理し、事務担当者以外は扱わないよう教育されていることでしょうか。情報漏えいについては、厳しい罰則が科されるということで不安も広がっていますが、もっとも罰則が適用されるのは、故意、悪質、不正な扱いに限られています。

マイナンバーに関わる罰則

マイナンバー法は、個人情報保護法の特別法であり、マイナンバー法が優先され、同法に規定がないものについては原則として個人情報保護法が適用されます。マイナンバーに関わる罰則では、情報漏洩にたいして個人情報保護法よりも厳しい罰則が設けられています。常日頃からマイナンバーの扱いには細心の注意を払うようにしましょう。

- ① 正当な理由なく特定個人情報ファイルを提供した場合
4年以下の懲役か200万円以下の罰金又はこれらの併科

- ② 不正利用目的で個人番号を提供・盗用・漏えいした場合
3年以下の懲役か150万円以下の罰金又はこれらの併科
- ③ 人をあざむく、暴行、施設への侵入など不正行為で個人番号を取得した場合
3年以下の懲役又は150万円以下の罰金
- ④ 偽りなどの不正手段により個人番号カードを取得した場合
6ヶ月以下の懲役又は50万円以下の罰金

会社の安全管理措置が不十分だからといって即座に罰則の対象となるということはないようですが、とはいえ、認識や対策が甘くて結果的にというっかり紛失したとか、不正提供などになったとかのならないよう気をつける必要があります。罰則の対象にはならなくても、情報が漏えいした場合は、精神的な苦痛や詐欺等による被害、また民事上の損害賠償や社会的信用失墜にもなりかねません。今後は預金など財産とマイナンバーがつながる可能性がありますので、漏れてもすぐに被害が発生しない場合でも、何年か後に財産の損害が出る可能性もありますので十分に注意をしましょう。

企業情報漏えい事例

1. 過失による漏えい

- ① 情報の送り先を間違えた ② パスワードかけずにデータ送信 ③ 社外持ち出しで紛失

2. 内部者からの意図的な情報の持ち出し

- ① 名簿業者に有償で売却(ベネッセコーポレーションの事案) ② 社員が会社を退職する際に、在籍中アクセスできた情報を社外に持ち出し、転職先に提供 ③ 技術情報を競業他社へ提供(東芝の事案)

3. 外部からのハッキング等

- ① パソコンにウイルスやスパイウェアが入り込み外部へ流出 ② インターネット接続のパソコンに第三者が不正侵入(クラッキング)により情報窃取

マイナンバーに関する文書、規程等

社員等への通知文書、方針、規程、マニュアル、取得・保管・廃棄記録簿等のお問い合わせは当事務所までご連絡ください。